



平成27年7月2日

各 位

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ  
 代表者名 代表取締役社長 長 井 啓  
 (コード番号 : 6324 )  
 問合せ先 執行役員 上 條 和 俊  
 TEL 03-5471-7810

### 支配株主等に関する事項について

当社のその他の関係会社である株式会社KODENホールディングスとナブテスコ株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主(親会社を除く。)、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等  
 (平成27年3月31日現在)

名 称	属 性	議決権所有割合(%)			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接 所有分	合算 対象分	計	
株式会社KODEN ホールディングス	その他 の関係 会社	37.65	—	37.65	なし
ナブテスコ株式会社	その他 の関係 会社	20.00	—	20.00	東京証券取引所 市場第一部

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

名 称	理 由
株式会社KODENホールディングス	議決権の所有割合が高いため。 役員の兼務があるため。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

株式会社KODENホールディングスは、株式会社光電製作所をはじめとするグループ全体の戦略策定ならびに経営管理機能を行う持株会社です。株式会社KODENホールディングスの主要な子会社である株式会社光電製作所及び東京航空計器株式会社は、電子機器・各種計器等の製造・販売を行っており、精密なモーションコントロールを行うための各種アクチュエーターや減速装置の製造・販売を行っている当社とは事業領域が異なります。このため、当社と同グループとの間における営業上の取引関係は僅少であることから、当社は自由な事業活動を推進しており、同グループから受ける事業上の制約はありません。

また、人的関係につきましては、以下のとおり兼務がありますが、当社の取締役会を構成する8名の取締役のうち、4名は当社出身の業務執行取締役であるとともに、さらに同グループの出身者以外の3名を社外取締役として招聘していることなど、当社が経営上の意思決定を行うにあたっては、十分な独自性を確保しております。また、監査役会におきましても、4名の監査役のうち、常勤監査役2名は同グループの出身者以外の者であることなど、監査の上でも十分な独立性を確保しております。

(役員兼務状況)

役 職	氏 名	親会社等における役職等	就 任 理 由
取 締 役	伊 藤 良 昌	株式会社KODENホールディングス 代表取締役社長	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営体制を強化するため。
社外監査役	大 島 秀 文	株式会社光電製作所 執行役員	技術開発型の製造業に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社監査を強化するため。
社外監査役	尾 身 淳 二	株式会社KODENホールディングス 取締役 株式会社光電製作所 執行役員	技術開発型の製造業に関する豊富な経験と幅広い見識、並びに財務・経理に関する知見を活かし、当社監査を強化するため。

ナプテスコ株式会社とは、米国において合弁会社(ハーモニック・ドライブ・エルエルシー)を設立(出資比率:当社 51.0%、同社 49.0%。いずれも間接出資。)し、北米市場において波動歯車装置に係る事業を共同で行っておりますが、当該合弁会社の経営は当社が主体的に遂行しております。また、同社とは、モーションコントロール分野全般を対象とした新市場の創造についても協力関係を構築しておりますが、当社と同社間における営業上の取引関係は僅少であることなど、当社は自由な事業活動を推進しており、同社から受ける事業上の制約はありません。

人的関係につきましても、同社から当社への役員の派遣はなく、当社は自主性、独立性をもって経営を遂行しております。

なお、当社は、同社株式を 3,265,000 株保有(議決権保有割合は 2.56%)しており、当社と同社は信頼関係にもとづき、株式を長期的に相互保有しております。

4. 支配株主等との取引に関する事項

記載すべき重要な事項はありません。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社には、支配株主に該当する株主は存在していません。

6. 親会社等が継続開示会社等ではない旨

株式会社KODENホールディングスは、継続開示会社等ではありません。

7. 親会社等の将来的な企業グループにおける位置付けその他親会社等との関係  
企業グループにおける位置付けその他親会社等との関係に変更の予定はありません。

以上